

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和6年度札幌市観光産業経済効果調査業務

## 2 業務の目的

市内観光客、道内観光客、道外観光客及び外国人観光客の消費動向や動態等を把握することにより、観光経済が本市に与える影響などを調査・分析する。

## 3 業務の内容

### (1) 札幌市における観光動向調査

「第6回北海道観光産業経済効果調査」(北海道経済部観光局、平成29年5月公表)に倣い、札幌市における観光消費額を推計するための基礎データ取得のため、3期(5~6月、7~9月、10~12月)に分けてアンケート調査を実施する。また、必要に応じて、協力者にはインセンティブとなる特典を与えるなどサンプル数の確保に努めることとし、内容については委託者と協議のうえ、受託者が準備すること。

#### ア 市内観光客(札幌市民)

1期ごとに200名のモニターを募集し、市内での観光行動及び観光消費額を調査する。項目数は選択式・簡易な穴埋め11問程度、支出分野別の金額穴埋め式50問程度。

#### イ 札幌市以外に居住する道内観光客

1期ごとに200名のモニターを募集し、市内での観光行動及び観光消費額を調査する。項目数は選択式・簡易な穴埋め12問程度、支出分野別の金額穴埋め式32問程度。

#### ウ 道外観光客

1期ごとに200名のモニターを募集し、市内での観光行動及び観光消費額を調査する。項目数は選択式・簡易な穴埋め12問程度、支出分野別の金額穴埋め式32問程度。

#### エ 外国人観光客

空港等においてアンケート調査を行い、市内での観光行動及び観光消費額を調査する。目標サンプル数は1期ごとに200名とする。

項目数は選択式・簡易な穴埋め11問程度、支出分野別の金額回答式9問程度。なお、翻訳済のアンケート票(英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タイ語の5言語)は委託者から提供するが、必要に応じて内容変更に対応できる体制をとること。

### (2) 消費実態分析

(1)に基づき、の属性別の消費単価を推計する。属性は、札幌市民、道内観光客、道外観光客、外国人観光客の4区分とする。消費単価の推計に当たっては、「第5回札幌市観光経済効果調査」における推計方法に準じ、パッケージツアー料金分を別途推計するなど、前回調査からの継続性に留意すること。

次いで、属性別の消費単価に年間観光客数を乗じることにより、属性別の観光消費額を推計する。年間観光客数については、札幌市と協議の上決定するものとする。

(3) 産業連関表を用いた経済効果額の算出

推計した札幌市の観光消費額と本市の産業連関表を用いて、産業別の経済効果額を算出する。産業連関表は最新の「札幌市産業連関表」を用いることとし、必要なデータは委託者から提供する。また、令和6年1～3月分の調査結果データについても、委託者から提供する。

算出する経済効果額は、生産波及効果額、所得形成効果額、雇用効果、税収効果などとし、産業部門別に分析を行う。産業連関分析に当たっての推計条件（分析部門数、係数設定等）については、札幌市と協議の上、「第5回札幌市観光経済効果調査（平成29年12月公表）」及び「第6回北海道観光産業経済効果調査（平成29年5月公表）」に準じて決定するものとする。また、次回以降の推計に使用できるよう、Excelファイルによる算出システムを構築すること。

(4) 報告書の作成

上記についての経過や調査分析結果をまとめた報告書及び概要版を作成する。

(5) 専門的知見の反映

本業務の実施にあたっては、統計学の専門的知識または資格を持つ者に監修をさせること。

【参考：調査票や分析の参考となる調査】

第5回札幌市観光産業経済効果調査（札幌市）

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/program/documents/01houkokusyo.pdf>

旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究（国土交通省観光庁）

<https://www.mlit.go.jp/common/001415552.pdf>

4 成果品

(1) 概要版 10部（A4版）

(2) 報告書 10部（A4版）

(3) 電子ファイル 1式

概要版、報告書の電子データ PDF形式（ホームページに掲載するため1ファイル当たり5MB以内のデータ量とする）及びMicrosoft Word形式（文章）及びExcel形式（表、グラフ、図等）

5 業務履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

6 著作権

(1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。

(2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、

著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 7 留意事項

### (1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

- (2) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本調査の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (3) 成果品は著作権を含めてすべて市の所有とする。受託者は札幌市の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (4) アンケート調査の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、適切な対応を心がけること。とくにアンケート調査の従事者には接遇等の必要な研修等を行い、アンケート回答者に不愉快な印象を持たれないよう十分に留意すること。
- (5) アンケート調査の実施にあたっては、協力者に粗品を渡すなど、サンプル数確保のための工夫について留意すること。

### (6) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

### (7) その他

仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について委託者と受託者間で協議し、変更部分の文書、ドキュメントの整備を行うほか、必要に応じて再度の見積もりを行うこととする。

- (8) その他業務執行にあたっては、観光・MICE推進課と十分に協議し、その指示によって行うこと。業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者とは協議し承認を得ること。

## 8 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。